

# 山梨学院大学現代ビジネス研究会会則

- 第1条 本会は山梨学院大学現代ビジネス研究会と称する。
- 第2条 本会は事務所を山梨県甲府市酒折2丁目4番5号山梨学院大学内に置く。
- 第3条 本会はマーケティング、経営、会計、経済、教養等に関する学術・教育研究とその発表・広報を行うことを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 研究会及び研究発表会の開催。
  - (2) 研究紀要『現代ビジネス研究』の刊行。
  - (3) その他本会の目的達成に必要な事業。
- 第5条 本会の会員は次の者をもって構成する。
- (1) 山梨学院大学現代ビジネス学部専任教員（教授、准教授、講師）。
  - (2) 本会の目的に賛同する者で会員総会が認めた者。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名。
  - (2) 委員 3名。
- 第7条 役員は会員総会において選出する。
- 第8条 役員の任期は1年とする（但し再選を妨げない）。
- 第9条 役員の任務を次の通り定める。
- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
  - (2) 委員は会務に関する諸般の事項を協議し執行する。
- 第10条 会員総会は定例総会と臨時総会とする。
- (1) 定例総会は年1回とし、会員の半数以上の出席をもって成立する。
  - (2) 臨時総会は役員会が必要と認めた場合に開催する。
  - (3) 総会の決議は出席会員の過半数をもって決する。
- 第11条 役員会は必要に応じて開催し、その決議は構成員の2/3以上をもって決する。
- 第12条 本会則の改廃は役員会の決議に基づき、会員総会において出席会員の2/3以上の承認を得なければならない。
- 付 則 本会則は2007年4月1日から実施する。